

仕 様 書 (案)

1 目 的

青森県産品全体の認知度やイメージ向上等につながるトップブランド商品の創出を図るため、本県食材を活用し、首都圏をターゲットとした商品開発を検討する県内食品製造事業者に対するアドバイスを実施する。

2 委託業務名

トップブランド商品創出事業商品開発アドバイス等業務

3 委託業務の内容・条件等

(1) 審査アドバイス業務

当事業に応募する県内食品製造事業者の事前審査を行うこと。審査は応募者向け「事前審査用申込様式」を予め県と協議のうえ作成・使用し、アドバイスの対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）を審査すること。対象事業者は、審査内容等について県と協議のうえ3社を上限に選定すること。

(2) 商品開発に係るアドバイス業務

対象事業者に対し、トップブランド商品の開発に向けた「アイディア」をはじめ、「コンセプト整理」や「ターゲット設定」などの商品設計、販売先を見据えた試作品開発につながるアドバイス等を実施すること。

アドバイスにあたっては、必要となる知見を有するアドバイザーを適宜選定・調整することとし、対象事業者1社につき5回以上行うこと。また、日程・場所等は、県及び対象事業者と調整のうえ適宜実施すること。

(3) 業務実施に係る留意事項

商品開発に関心のある県内食品製造事業者及び対象事業者が、商品開発に係るノウハウを獲得できるよう必要となる情報を提供すること。また、アドバイスを通じた対象事業者との協働による商品化を目指すこと。

(4) 報告書の作成・提出

成果品として、青森県農林水産部総合販売前略課に実績報告書を提出すること。

4 委託期間 契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

5 その他

(1) 業務の実施に当たっては、青森県農林水産部総合販売戦略課と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。

(2) 仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、青森県農林水産部総合販売戦略課との協議により決定する。